平成30年度第6回南関町農業委員会会議録

平成30年9月10日(月) 午後1時30分開会 南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

- 1. 開 会
- 2. 農業委員憲章朗読
- 3. 会長挨拶
- 4. 議事録署名人の指名

3番 釘 崎 眞貴子 君 4番 矢 野 房 幸 君

5.議事

第20号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 第21号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 第22号議案 農地利用集積計画の承認について

- 6. その他
- 7. 閉 会
- 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 柗村 公正 君副会長 竹島 久利 君1番 松本 泰典 君2番 荒木 勝治 君3番 釘崎眞貴子 君4番 矢野 房幸 君5番 原 靖 君6番 山本 精武 君7番 荒木 茂 君8番 田崎 芳憲 君9番 北原 照代 君

- 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

書 記 上田 賢君

平成30年度第6回南関町農業委員会会議録 議事の経過

開会 午後1時30分

1. 開 会

- **○副会長(竹島 久利君)** 時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度第6回農業委員会総会を開会します。礼。
- **○事務局(上田 賢君)** 本日は、委員の皆様全員ご出席でありますので、総会が成立 することをご報告いたします。

2. 農業委員憲章朗読

- ○事務局(上田 賢君) それでは、農業委員憲章朗読を、9番、北原委員さん、よろしくお願いいたします。
- 〇9番(北原 照代君) (農業委員憲章は省略)
- ○事務局(上田 賢君) ありがとうございました。
 これでは、総合関係に坐をり、合同技術なお願いいたし

それでは、総会開催に当たり、会長挨拶をお願いいたします。

3. 会長挨拶

〇会長(柗村 公正君) こんにちは。まず局長がですね、議会ということで欠席とい うことでですね、よろしく言っとってくださいということでございました。

先日もまた研修会、どうもご苦労さんでございました。今年はですね、異常気象ということで、先日までですね、前回の総会は暑くて暑くてしよんなかごたったですが、ひと雨降りましてですね、今朝あたりは肌寒いような感じでございましてですね、どうなっていくのかなということでございます。

また台風もですね、非常に上陸いたしまして、先日の台風21号だったですか、 大阪あたりではですね、かなり被害があった。またそのあとですね、北海道ではマ グニチュード7のですね、地震がございましてですね、40人の方だったですかね、 亡くなられております。ご冥福をお祈りしたいと思います。

私どものところはですね、そういう災害はですね、わりと少ないほうではございますがですね、今後どういう災害が起きるかわかりませんのでですね、十分注意しながら頑張っていただきたいと思います。

また、もう10日、20日もすればですね、稲刈りも始まります。事故に気をつけてですね、頑張っていただきたいと思います。

今日はよろしくお願いします。

〇事務局(上田 賢君) ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、柗村 会長にお願いいたします。

発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっています。 また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますよう お願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

4. 議事録署名人の指名

〇議長(柗村 公正君) どうもすみません、お待たせいたしました。

それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。

今回は、議事録署名人として3番、釘崎委員、4番、矢野委員を指名いたします。 よろしくお願いいたします。

5. 議事

○議長(柗村 公正君) それでは、議案審議に入ります。

第20号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(美奈川 徹君) はい、20号議案について、事務局から説明をいたします。 座って説明をさせていただきます。

1番。受付日、平成30年8月21日、申請番号90号。譲渡人、譲受人、土地 の所在地等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

2番。受付日、平成30年8月27日、申請番号94号。譲渡人、譲受人、土地 の所在地等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

次に、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について 説明をいたします。

1番から18番は同一の申請となります。受付日、平成30年8月21日、申請番号96号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりとなり、期間は10年間です。

事務局からの説明は以上になります。

○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。

第20号議案は、農地法3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請2件、使

用貸借権設定許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向かれました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

2番、荒木委員、お願いいたします。

○2番(荒木 勝治君) 2番、荒木です。9月3日にですね、事務局と推進委員さんと3名で現地確認に行きました。場所は、県道の○○○、あそこから入って150mぐらい入ったところです。それを抜けると○○○さんところを抜けるところですけど、ちょっと見てもらうとわかりますけど、その濃ゆく書いておられるところが今度の贈与ですからね、その隣もその譲受人の人が作られております。またその手前もだったと思います。そして今、この土地は自分で耕作しておられます。そこで何も問題ないと思います。

よろしくお願いします。審議をよろしくお願いします。

- ○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。 続きまして、5番、原委員、お願いいたします。
- ○5番(原 靖君) 9月4日に中河原推進委員と私、事務局、3名で現場にお伺いに行きました。場所は、これ写真を見ると○○○が左側に写ってますが、○○○の○○であります。現在は草が植わってる状態ですけども、畑をするのは耕やかすぐらいでされるといいのかなと思いました。さほどひどい状態ではありませんので、農地としてはそのままできる状態でありました。

審議のほどをよろしくお願いいたします。

- O議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。 続きまして、10番、竹島委員、お願いいたします。
- ○10番(竹島 久利君) 4日にですね、事務局と最適化推進委員の平川君と現地を 調査いたしました。案件はですね、これ親子関係で、経営移譲年金の件でございま して、何ら問題はないと思いますけど、全筆見ましたところ立派に小作されており ました。別に異常ないと思います。

審議のほどよろしくお願いしときます。

○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。 ございませんか。ないようでございますので採決いたします。(会長の声)はい、 どうぞ。

- ○9番(北原 照代君) これは経営移譲年金は新規ですか再設定ですか。
- ○事務局(上田 賢君) すみません、契約の更新になります。再契約になります。 (で3条でいかれるわけですかの声)

- **○議長(柗村 公正君)** このあたりは今度はあれなっとですよね、この次は法人化してやっですたいね。
- ○10番(竹島 久利君) 法人化するからもう一回今度は申請があがってくる。米田のほうがですね、この前の法人化しとるわけですよ。それで一応法人化する前に親子関係を息子さんのほうになおしとかんとできんということで、息子さんのほうに経営をなおして、それから今後農事開発機構か、そこにまた今度申請があがってくると思いますけど、そこでまた息子さんから中間管理機構のほうにまた申請があがってきます。そういうとこで今の父親の本人と息子さんのほうに移動しとるということです。
- ○9番(北原 照代君) はい、わかりました。
- ○議長(柗村 公正君) ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決に入りたいと思います。 第20号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

〇議長(柗村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、第20号議案は原 案のとおり決定いたします。

続きまして、第21号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

- ○事務局(美奈川 徹君) はい、第21号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。
 - 1番。権利の種類は所有権移転。受付日、平成30年8月23日、申請番号91号。土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、自己居住住宅の建設です。
 - 2番。権利の種類は使用貸借。受付日、平成30年8月23日、申請番号92号。 土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、事業用倉庫及び資材置場です。
 - 3番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成30年8月27日、申請番号93号。土地の所在等は記載のとおりです。転用目的は自己居住住宅の建設です。 事務局からの説明は以上です。
- ○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。第21号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請3件でございます。今の説明に関連しまして、現地調査に出向かれました委員さんの補足説明をお願いいたします。
 - 10番、竹島委員。

〇10番(竹島 久利君) 10番の竹島です。この件は、申請地は、同じく今月の4日に事務局と推進委員の平川君と現地を調査いたしました。

現地はですね、今は畑になっておりますが、前に一度無断転用の案件で、ずっと前に指示をいたしておりました物件です。今回、息子さんのほうでそこに個人の住宅を建てるということで申請があがってきております。それで、認可が下りれば無断転用の案件は解消すると思います。個人住宅ですので、排水は浄化槽を入れてU字溝のほうに流すということで、周囲は全部住宅ばっかりになっておりますので、別に問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いしときます。

○議長(柗村 公正君) 1番、2番を説明いたします。

1番はですね、これは孫さんになります。自宅の前にですね、現在の下の方が息子でございまして、その子どもさんでございましてですね、自宅の前に家を新築するということでございます。

また2番目はですね、以前、私も農業倉庫だったところでしたのでですね、変更はできとったと思いいっとりましたところが、まだそれこそ無断転用をされとったということでですね、これは大原時代のですね、農業倉庫跡地でございます。下の段のほうはですね。周りにですね、ほかの畑あたりもなく、自分の敷地内ということでですね、何ら問題ないかと思いますので、ご審議よろしくお願いしときます。

事務局、委員の説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。(はいの声)はい、どうぞ。

- ○1番(松本 泰典君) 1番の松本です。この1番と2番は同じ敷地内ですか。
- **〇議長(柗村 公正君)** 同じ敷地、あれは違うばってんが敷地内は同じです。
- **○1番(松本 泰典君)** 1番と2番の方は兄弟かなんか。
- **〇議長(柗村 公正君)** 下が親父です。そすとこっちがおっかさん、そすとこの人から見れば孫ですね。
- ○1番(松本 泰典君) わかりました。はい。
- ○議長(柗村 公正君) ほかにございませんか。○○○はがんして世分かれで出て新しゅうするけん年寄りばかりになって、古か家は空いてしまいよっですたい。 何かございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。
第21号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、第21号議案は、 原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。 続きまして、第22号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といた します。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(美奈川 徹君) はい、第22号議案、農地利用集積計画の承認についてご 説明いたします。

1番、利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、 面積は944㎡、中間管理機構の特例事業による売買となります。

2番と3番は同一の申請になります。利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、 土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,762㎡、中間管理機構の特例事業に よる売買となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長(柗村 公正君) はい、ありがとうございました。

第22号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画3件でございます。

事務局よりの説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんか。ございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、採決に入りたいと思います。 第22号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) ありがとうございます。

異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり承認されました。

6. その他

- ○議長(柗村 公正君) 続きまして、その他の報告、事務局、お願いいたします。
- ○事務局(上田 賢君) その他は本日は特にご用意しておりません。

(雑談)

○議長(柗村 公正君) 皆さんから何かご意見ございませんか。

(なしの声)

○議長(柗村 公正君) ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異 議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(柗村 公正君) ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにい

たします。

皆様には慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を降りさせていただきます。どうもありがとうございました。

7. 閉 会

- **○事務局(上田 賢君)** ありがとうございました。 それでは、閉会を副会長にお願いいたします。
- **○副会長(竹島 久利君)** 起立。これをもちまして、第6回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----閉会 午後1時51分 本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人